

第5回教育委員会会議

1 日時 令和5年4月25日（火曜日）午後3時～午後5時25分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

多田 勝哉 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理者

平井 正朗 教育長職務代理者

巽 樹理 委員

大竹 伸一 委員

栗林 澄夫 委員

藤巻 幸嗣 教育次長

三村 浩也 西区担当教育次長

御栗 一智 東成区担当教育次長

塩屋 幸男 東住吉区担当教育次長

福山 英利 教育監

川本 祥生 総務部長

松浦 令 教育施策推進担当部長

近藤 律子 学校環境整備担当部長

上原 進 教務部長

大西 啓嗣 指導部長

松田 淳至 第2教育ブロック担当部長

飯田 明子 生涯学習部長

中林 万智子 こども青少年局幼保施策部長
村川 智和 総務課長
有上 裕美 連絡調整担当課長
花月 良祐 学事課長
武井 宏藏 施設整備課長
村上 朋子 技術管理担当課長
中野下豪紀 教職員人事担当課長
中野 泰志 教職員服務・監察担当課長
乗京 慎二 初等・中学校教育担当課長
石川 正 首席指導主事
比嘉 直子 生涯学習担当課長
高野 亜矢子 こども青少年局幼稚園運営企画担当課長
玉置 信行 西区教育担当課長

伊藤 純治 教育政策課長
柳澤 成憲 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当課長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣言
- (2) 教育長より会議録署名者に栗林委員を指名
- (3) 案件

議案第37号 西区の学校選択制における制度内容の改正について
議案第38号 審査請求に対する裁決案について
議案第39号 令和6年度使用教科用図書の採択について

議案第40号	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会等への諮問について
議案第41号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会専門委員の委嘱について
議案第42号	審査請求に対する裁決案について
議案第43号	職員の人事について
議案第44号	職員の人事について
報告第9号	堀江小学校の分校の設置について
報告第10号	大阪市立堀江小学校分校設置に伴う通学区域の変更について
報告第11号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会専門委員の報告書にかかる今後の対応について
報告第12号	市会提出予定案件（その4）
報告第13号	職員の人事について
協議題第6号	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置及び委嘱について
協議題第7号	市立幼稚園の認定こども園化モデル実施の検討について
協議題第8号	令和6年度校長公募について

なお、議案第41号、第42号、報告第13号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第43号、第44号、報告第12号、協議題第6号、第7号、第8号については会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

（4）議事要旨

報告第9号「堀江小学校の分校の設置について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、西区にある堀江小学校について、児童数増加に伴う収容対策を図るため、分校を設置するものである。なお、本件堀江小学校分校設置に関して、通学区域の変更及び学校選択制について、この後、西区役所から報告及び議案としてお諮りする予定である。堀江小学校については、令和4年度で、児童数1,400名を超え、学級数も、通常学級39学級、特別支援学級12学級の過大規模となっている。堀江小学校では児童数が急増していることから、平成30年3月に開催された市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム会議にて、西高等学校の跡地である当地で分校設置の方針が示されたところである。運動場に関しては、一部は堀江中学校との共用とする。設置時期について、令和6年4月1日としている。分校の規模について、もと西高等学校のテニスコートの部分に7階建ての建物のほか1棟を建築する。この報告の後、大阪府へ設置届を提出する。

報告第10号「大阪市立堀江小学校分校設置に伴う通学区域の変更について」及び議案第37号「西区の学校選択制における制度内容の改正について」を一括して上程。

三村西区長兼西区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

堀江小学校の適正規模を超える対応策として、この間、地域並びに保護者とも協議会を設定して協議を行い、もと西高等学校の敷地に校舎建設を行っている。令和6年4月1日に分校を設置するに伴い、堀江小学校通学区域の変更を行うものである。地域並びに保護者の方との協議を重ね、南北に通る幹線道路で割る案を議論してきたところ、あみだ池筋を境界線として、右の東側を堀江小学校、左の西側を堀江小学校分校の通学区域とすることで、区長による委任事項として調整してきた。

次に、議案第37号、西区の学校選択制における制度内容の改正について、西区の学校選択制については、隣接する学校を選択可能とする隣接校区選択制を導入しているところであるが、改正内容として、適正規模を超える対応策の観点からの堀江小学校分校設置であるため、令和6年度の学校選択制に際して、堀江小学校と分校をそれぞれ一つの学校として取り扱いたいと考える。なお、地域並びに保護者との協議の中で、学校の所在がわかりやすく、地域

にとって親しみをもってもらえるように、議論を踏まえ、あみだ池筋を境に、東側にある堀江小学校を東学舎、西側にある堀江小学校分校を西学舎と呼ぶこととする。今後、周知の際には、東学舎及び西学舎を用いる。選択できる範囲の変更点について、隣接校が選択可能との方針に基づき、堀江小学校東学舎及び西学舎の相互と隣接している明治小学校及び日吉小学校については、堀江小学校東学舎及び西学舎が対象となり、本田小学校は堀江小学校西学舎の区域とのみ隣接しているため、西学舎を対象とする内容である。本件以外の学校選択制の基本内容については、取り扱いに変更はない。令和6年4月入学者から、この制度の適用を受けることから、区ホームページ、SNS、広報媒体により、広く区民に周知に努めるほか、8月末に送付予定の令和6年度入学者学校案内冊子で周知し、さらに学校説明会においても、参加者に対して説明を行う。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 ただいま西区長兼西区担当教育次長のほうから、今回の分校の設置とそれに伴います校区割りですとか、学校選択制の取り扱いにつきまして、地元、また学校関係者の方々との協議を踏まえてこういった形で整えていただいたとの説明がございました。このエリア、特に西区の中でも非常に子どもが増えている地域でございまして、いろいろな方々のご意見をこの間にお寄せいただいたところでございます。説明の内容につきまして、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

【森末委員】 先ほど、ご説明があったかもしれません、新しい分校は、児童数は、何人ぐらいを、令和6年4月に想定されているのでしょうか。

【玉置西区教育担当課長】 現在の見込みではございますけれども、西学舎と愛称で呼んでまいります分校のほうにつきましては、大体500人ぐらいと想定してございます。ちなみに、堀江小学校は、令和6年度につきまして、1,000人ぐらいの見込みでございます。

【巽委員】 分校ということで、基本的には、制服とか、その辺りは同じになるということなのですか。その辺りは同じという理解でいいですかね。

【玉置西区教育担当課長】 あくまでも、西学舎、分校という位置づけでございますので、ご指摘のとおりでございます。

【翼委員】 わかりました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第38号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

飯田生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

この度、行政庁として教育委員会が行った保有個人情報利用停止請求に対する不承認決定に対して、これを不服として審査請求があったので、本日、審査庁である教育委員会として、その裁決を行っていただきたい。

具体的には、事案の概要のとおり、令和2年12月15日付で、請求人より、情報公開請求事務、審査請求事務及び保有個人情報開示請求事務について、いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有のもの以外として、審査請求人に係る住所、氏名、連絡先の削除を求める旨の利用停止請求があった。その内容については、情報公開請求事務及び審査請求事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用し、公開請求及び審査請求を妨害する意図をもって、「脅迫はがき」、これは市内に住んでいる限り不利益を受ける可能性があることを覚えておくようにという趣旨のはがきである、これを請求人に送りつけたと考え、今後、同様のことが続くことを防止するため、請求人の住所、氏名、連絡先を削除するよう求めたものである。この利用停止請求に対して、教育委員会は、令和3年1月14日付で、当時の大阪市個人情報保護条例第36条第1項第1号に該当しないことを理由に、利用停止不承認決定を行った。この決定に対して、請求人から教育委員会に対し、令和3年2月10日付で審査請求がされたことから、条例第45条に基づき、大阪市個人情報保護審議会に対し諮問を行ったところである。大阪市個人情報保護審議会からは、令和5年3月31日付で、本件決定は妥当であると答申を得た。その理由としては、まず、請求人は本市職員が個人情報を目的外利用

したと主張しているが、処分庁として保有個人情報を目的外に利用したという事実がないこと。また、本件については、「脅迫はがき」を送りつけた犯人は本市職員であることは明らかというふうに審査請求人が主張しているものの、審査請求人が添付したこのはがき以外にそれを裏づけるものではなく、本市職員が業務にかかわって個人情報を利用した事情は推認されないこと。また、請求人としては、処分庁が条例第13条第2項に規定されている保有個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じていないことをもって同条第3項に違反として、利用停止が行われるべきと主張しているが、処分庁が講じた必要な措置の内容が、条例第13条第2項の求める内容を満たすものであるのか否かは、個人情報の利用を停止するか否かの判断の要素ではないということから、処分庁の主張に、不自然、不合理な点はないと認められるということになっている。以上のことから、答申の内容を踏まえ、審査庁である教育委員会として、請求者に対し、請求を棄却する裁決を行っていただきたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第11号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書に係る今後の対応について」を上程。

松田第2教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和3年1月、大阪市立中学校1年生の男子生徒がクラスの生徒から暴言を受け、不登校になった。重大事態として、令和3年3月2日、市長へ報告があり、令和5年3月に、第三者委員会から報告書が手交された。報告書においては、関係生徒12名による暴言がいじめと認定されている。不登校における経過としては、当該生徒は、特別支援学級に在籍していないものの、6年生のときに、障がい者手帳を交付されており、発達の特性が見られた。生徒間トラブルの際に当該生徒が苦痛となる場面もあり、当該生徒については、学級集団の中で自分の居場所がないと感じたというふうに記載されている。学校の対応は、小中学校間の引き継ぎにおいて、保護者対応に関する情報が先行し、特別支援教育の観点の検討がされるこ

とがなかった。また、いじめに対する前段階としての生徒間トラブルの視点においても、発達の特性をとらえた指導方針が組織的にできなかったことが課題として指摘されている。なお、事案の指定後は、校長指導のもと、いじめ対策委員会の開催等による情報共有や共通理解を図りながら、組織で対応し、当該生徒については、2年生の2学期には登校開始をしていた。

調査報告書では3点の提言を受けている。提言に対する回答と併せ、概要について、1点目は、各小中学校において、特別支援学級在籍でない児童生徒の特性についても把握に努め、特別支援教育の要否の検討を保護者と相談するように努めるべきである、小学校から中学校への申し送りに対し、市教委は、特別支援教育の必要性がある児童についての申し送りに留意するように注意すべきである、ということである。その対応であるが、各校において、一人一人の子ども理解や、特性の把握、通常学級に在籍する障がいのある子どもへの適切な支援、指導に努めているところであり、また、教育委員会より、特別支援教育に関する校内委員会において、対象児童生徒の特別支援教育の要否の検討や共通理解を図ることや組織的な支援、指導プログラムを周知するなどしているところであるが、この件を受け、改めて、各校において、適切な支援、指導に努めるよう、また、小中学校間においては、なお一層きめ細かな情報交換を行うように委員会として各校へ周知徹底をする。

2点目について、各小中学校間においては、いじめの予防の指導に関して、発達上の特性の理解を踏まえ、かつ、組織的に検討、対応することが必要であるということである。対応であるが、各校において、児童生徒の発達上の特性理解を踏まえ、いじめ予防の指導について、いじめに関する教職員対象の研修を盛り込み、組織的に検討、対応できるように改めて指導助言に努めていく。

3点目について、本事案で、当該生徒が登校を再開できたことは、今後の当該校のみならず、各小中学校の参考となるものである。市教委としても、好事例として適切に紹介することが望ましいということである。対応であるが、教育委員会としても、本事案を含め、学校現場における様々ないじめ事案を分析し、管理職研修や教職員研修等の研修内容の充実を図

り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や再発防止に取り組んでいく。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 現在、この生徒については、通常どおり、学校に通学されているということですか。

【松田第2教育ブロック担当部長】 はい。そうです。通学されまして、現在は、進学をされています。

議案第39号「令和6年度使用教科用図書の採択について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

中学校については、文部科学省通知に令和4年度と同一の教科書を採択しなければならないこととあることから、令和5年度については令和4年度に採択した教科書を引き続き採択することとする。

小学校については、今年度は全ての教科書について新たに採択する必要がある。また、前回の中学校採択と同様に、4採択地区による採択となる。小学校採択の手順並びにスケジュールであるが、5月中旬に選定委員会を設置し、選定の諮問をした上で8月初旬の教育委員会会議にて採択をいただく予定としている。採択の仕組みについては、今年度の小学校採択においても、教育委員会からの諮問を受けて地区ごとに調査研究を行い、選定委員会で取りまとめ審議した結果を教育委員会に答申する仕組みで進めていきたいというふうに考えている。

なお、教科書センターに関しては、小中学校で使用する全ての教科書の見本を展示して、保護者や市民の方が教科書を閲覧する機会を確保するとともに、教科書採択への関心を持ち、教科書や教科に対するより一層の理解を持ってもらうために設置をしている。大阪市においては、30か所設け、教科書展示会を開催する予定である。学校協議会委員、保護者、市民の皆様からのアンケートも実施し、全体の集約結果については、参考結果として選定委員会及

び教育委員会会議にて報告する予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 ただいま、令和6年度の小学校の教科書の採択につきまして、その採択の手順ですか、その仕組み、設置されます委員会や調査会の役割など、指導部長から説明をさせていただきました。今後、8月の上旬に向けて採択の手続を進めることになります。皆様方にも大変ご負担をおかけいたしますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。採択の方式そのものは、先にあります中学校は変わらない形だということですか。

【大西指導部長】 はい。同様の形で進めてまいりたいと思います。

【平井委員】 小学校は、デジタル教科書は導入ですか。

【大西指導部長】 導入の予定でございます。

【平井委員】 デジタル教科書の導入に際し、全国の公立小中に、文科省からデジタル教科書実証校が指定されていると思います。大阪市も何校か入っていると思うので、学校調査会や専門調査会のとき、DX化に対応する取組がしやすくなるような議論も加えておいてほしいものです。そして、個別最適化に向けた情報の一元化、つまり、LMSの導入につなげてほしいと思います。

【大西指導部長】 ありがとうございます。また、後ほどご説明差し上げます選定委員会の諮問の中にも、そういった観点で盛り込んでいただくと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第40号「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会等への諮問について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

今回小学校採択について、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問内容について、審議いただく。その諮問の理由等についてであるが、教科用図書の採択を行うに当

たっては、必要な専門性を有し、公正・公平に教科用図書の調査研究を行うことができる選定委員等により充実した調査研究がなされる必要がある。大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会においては、教育基本法、学習指導要領、大阪市教育振興基本計画等に示された基本的な目標に基づき、ＩＣＴの活用とともに個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実できるよう調査研究を行い、各教科用図書の特に優れている点や、特に工夫・配慮を要する点を明確にし、採択権者が十分な審議を行えるよう、それぞれの地区ごとにふさわしい教科用図書について報告するなど、採択権者である教育委員会の判断に資する答申となるよう努めること、という内容で審議いただきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】　　ＩＣＴの活用の個別最適な学びの先にあるのが協働的な学び、つまり、探究だと思います。ＩＣＴというのはツールにすぎず、そのツールで個別最適化をはかり、要自己調整によって自学自習力を養う。そして、調べ学習をした上で、課題に対して立てた問い合わせについて、主体的・対話的で深い学びで最適解を求めるという流れを明確にした方がよいのではないかでしょうか。

【大西指導部長】　　ありがとうございます。ＩＣＴの活用を進める中で個別最適な学びを保証することと、それと併せて、ご指摘いただきましたように探究的で協働的な学びを保証するという二つの観点で整理できるのかなと思いますので、少しそういった表現に改めさせていただいて、整理した形でお示しできるようにさせていただきます。

【多田教育長】　　それでは、先ほど平井委員のほうからご指摘がございました個別最適な学びと併せて、協働的な学びの前に探究的な学びを入れる形で修正をして、文章の最終の整理のところは、また改めて先生方に連絡を入れていただけたらと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案について一部修正を加えたうえで可決。

協議題第6号「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置及び委嘱について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

条例及び規則に基づき教科用図書選定委員を委嘱する。選定委員の任期については、設置期間である委嘱の日から諮問にかかる教科用図書が採択されるまでとする。教育委員会が示す委員長については、水口裕輝大阪市教育センター所長とする。各地区の部会に所属する委員については、保護者として市PTA協議会より1名、学校協議会委員から1名、校長1名、学識経験者1名、教育委員会事務局より区担当教育次長1名、教育ブロック担当部長1名、及び学校教育に専門的な知識を有する職員として課長もしくは首席指導主事1名の各地区7名、4地区全体の28名と委員長をあわせて29名で組織することとなる。現在、空白部分があるが、本日以降実施する各教育ブロックの会議にて、これらの方々は選定する。スケジュールの関係で、今回、協議題とし、選定委員会の実施までに急施専決という形で進める。

最後に、調査の観点であるが、この後、選定委員会で調査をいただく際の観点として、選定委員会において諮り、決定していく。これについては、前回の中学校の採択時に、1回の選定委員会だけで諮る段取りであったが、少し時間をおいて決定したいという声があったことから、今年度は1回目の選定委員会でお示しして、5月下旬、2回目の選定委員会において決定した上で調査を進める。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 教育に関し学識経験を有する者というのは教授だけですか。准教授や講師はどうなるのですか。また、教授といっても、基幹教授ですか、特任教授ですか等々の区別はあるのでしょうか。

【大西指導部長】 これにつきましては、教授とここではお示しをさせていただいておりますが、そこにこだわってというところではないと考えてございます。

【平井委員】 有能な学識経験が認められれば構わないということですね。

【大西指導部長】 そういう学識の経験を有する方に、できたらということでござります。

【平井委員】 非常勤もありますか。

【大西指導部長】 そうですね。

【平井委員】 わかりました。

議案第41号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会専門委員の委嘱について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件は、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第5条第2項の規定に基づき、第三者委員会専門委員の委嘱をすることについて、決定するものである。対象事案として、今回委嘱する専門委員には、令和4年12月27日の教育委員会会議において諮問決定した事案の調査審議に加わっていただくということをしている。専門委員の必要性に記載のとおり、当該児童生徒の保護者の意向を受け、第三者委員会の部会において検討された結果、本事案が発生した原因を検討するため、また適正かつ円滑に調査審議を進めていく上で、専門委員として、精神科医師の知見が必要であると考える。専門委員の候補は、大阪市立総合医療センター児童青年精神科に在籍される松本慶太医師である。松本医師は子どものこころ専門医として、児童青年期の精神障がい全般に関する知見が豊富であるため、本事案の詳細な調査に加わる専門委員として、適任であると考える。専門委員の委嘱期間は、委嘱の日から、本事案の調査審議が終了するまでの間としている。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 医師が入るのは初めてのケースですか。

【川本総務部長】 令和3年度に現在の調査の仕組みとしてからは、初めてです。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第42号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

松田第2教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和元年10月、開示請求者本人の母と代理人より、小学校側から子ども相談センターに渡された子どもの情報に関する一切のものについて、平成31年4月1日以降分を求める個人情報開示請求があった。これに対し、情報提供に応じたところ、代理人より、非開示部分の開示を求め、再度個人情報開示請求がなされ、情報を特定して部分開示決定を行った。これに対し、令和2年4月、審査請求があり、個人情報保護審査会に諮問を行った。本市が非開示とした内容は、4種類である。一つ目が、条例第19条第1号に該当するものとして、当該児童への虐待に関する発言、記述である。二つ目は、同条第2号に該当するものとして、開示請求者以外の個人の氏名である。三つ目も、同条第2号に該当ということで、開示請求者以外の個人の主観、評価に関する発言である。そして、四つ目は、同条第6号に該当ということで、諸機関との協議内容である。審議会からは、開示しないこととしているもののうち、本件非開示部分1から4に応じ、別表の1から3にある部分を開示すべきとの答申があった。理由であるが、当該情報については、本件決定とは別に、外部に対し情報提供を行った文書の中に記載がある、あるいは、当然に申請する本人が知っていることだから、その情報に関して非開示にする必要がないということである。裁決について、答申と同様に、別表1から3にかけての部分の非開示決定を取り消し、その他の部分については棄却したい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 情報提供をしていますよね。そのときに口頭ではなくて文書を渡していますね。今回、開示請求で開示すべきものの範囲と、情報提供で提供した範囲で、情報提供のほうが広かったと、こういうことですよね。

【松田第2教育ブロック担当部長】 そうです。

【森末委員】 これは、確認ですけれど、条文上は情報提供についてはどうなっていたのですか。

【松田第2教育ブロック担当部長】 情報提供の部分につきましても、特段、きちんととしたものはないというふうに考えてございます。

【森末委員】 情報提供はどの範囲でするのかというの、きちんととは決まっていないこういうことですね。

【松田第2教育ブロック担当部長】 情報提供の範囲としては、条例に照らしての判断ですけれども。

【森末委員】 今回、参考資料でいただいているのは、19条の規定だけですけれど、19条は開示請求があったときの、非開示情報が1号から何号かまで書いていますよね。情報提供する場合でも、この各号の適用があるとすると、本当は一致するはずではないですかという疑問をあえて聞かせてもらいますが、そこはどう説明しますか。

【石川首席指導主事】 本来、一致すべきところではあるのですが、開示して、再度再開示請求を受けました際に、厳格に個人情報保護条例を適用した結果、情報提供させていただいている部分のほうが、開示している部分が多くなってしまったと、そういうことです。

【森末委員】 そこは何とも言えませんけれども、情報提供が広過ぎたということは、認めざるを得ないです。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第12号「市会提出予定案件（その4）」を上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件は、校舎建設工事請負契約を一部変更するもので、変更後の契約予定金額が、当初の契約金額の2割を超えて増額となる見込みになるため、今後、市会での議論を経る必要があるが、速やかに市会上程の手続を行う必要があることから、教育長による急施専決を行つ

たため、本日、ご報告をさせていただくものである。中央区の東中学校においては、生徒数が急増しており、既存の校舎では教室が不足する見込みであることから、校舎を増築するため、当初、令和2年12月に名工建設工業株式会社と契約金額7億7,715万円、工期は令和5年1月31日まで、工事請負契約を締結した。契約後、地中障害物の除去や、アスベスト含有建材の処分などの既存校舎改修工事の追加により、これまで契約変更を4回行った。現在の契約額は、当初契約金額の2割の範囲内の9億2,980万2,500円、竣工期限は、令和5年10月31日となっている。しかしながら、今回、道路管理者との協議により、工事進入路の保車道改修範囲の変更に伴う工程変更及び道路に面した北東と北西の通用門の門扉の改修工事を行う必要が生じたことから、再度、契約変更を行うこととなり、契約後の契約金額が、当初契約金額の2割を超えて増額となる見込みとなった。変更後の契約予定金額は、9億5,986万円である。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 小さな変更が4回あって、結局、2割超えましたということですが、一般的に、このような事案は変更ってあるものなのでしょうか。

【武井施設整備課長】 いわゆる現場に入ってから、仮設計画の変更というのは必ずといいますか、あるものですから、どこの工事も、若干、契約変更というのは生じてまいります。東中学校の工事につきましても、いろいろなことが重なりまして、先ほど部長から説明がありましたように、地中障害物であるとか、アスベストであるとか、この辺りのところについては普通の工事でも出てくるのですけれども、いわゆる仮囲いの範囲をちょっと変更するとか、現場に入ってからではないとわからないような、いわゆる設計図書にないような変更が生じる場合もございます。

【森末委員】 今回の場合は、積み重なったということですね。

【武井施設整備課長】 そうですね。

【森末委員】 最終的には、市会議決案件ですから、そこで判断されるということです

か。

【武井施設整備課長】 はい。

【大竹委員】 令和2年で、それから大分たっていることなので、その間、資材の高騰なり、あるいは労務単価の高騰というのがあるのですけれども、今回の場合は、工程の変更で、資材単価とか、労務単価の変更というのは、この変更要素の中に入っているのですか。

【武井施設整備課長】 いわゆるインフレスライドというのは、資材高騰のことなのですけれども、今回も含まれております。

【大竹委員】 それは、資材も、人件費も、労務単価もということですか。

【武井施設整備課長】 労務単価は、含まれていないです。

【村上技術管理担当課長】 今回はインフレスライドだけです。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第7号「市立幼稚園の認定こども園化モデル実施の検討について」を上程。

中林こども青少年局幼保施策部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件は、昨年11月の会議で、市立幼稚園の運営に関する新たな方策として説明したが、その後、今までの間に検討した内容について報告するものである。今回の認定こども園化については、待機児童政策として、今後も大規模マンションの建設などが見込まれ、整備、民間園の活用など、あらゆる対策を講じてもなお、3歳児の保育枠が不足する地域にある一部の市立幼稚園をモデル的に幼稚園型認定こども園に移行するものである。待機児童対策として実施するためには、スピード感が必要であり、大規模な施設整備を行わずに認定こども園に移行することが可能な園を選定した。移行時期は、令和6年4月1日を予定しており、大阪市内で初めて市立の認定こども園がされることとなる。移行する幼稚園として、福島区の貫江田幼稚園と、中央区の玉造幼稚園の2園を考えている。該当園の地域や、在園児の保護者には、2月に説明を行い、おおむね認定こども園化の方向性について了解を得ている。

なお、幼稚園の名称や、園歌は今後も変更せず、継続して使用する予定としている。次に、実施日と実施時間についてである。認定こども園とすると、土曜日も開園し、11時間保育を実施する必要があるため、開園時間を7時45分から18時45分とする。現在の開園時間が9時から17時そのため、朝と夕方に開園時間が長くなる。これまでと同様、幼稚園として利用される1号認定の子どもについては、実施日、実施時間とも、変更はないが、給食の提供があることが大きな変更となる。水曜日は、これまでどおり、11時半に降園となるので、給食提供は、月、火、木、金となる。保育の必要性が認定された2号認定の子どもの利用については、月曜日から土曜日まで利用が可能であるので、給食提供も月曜日から土曜日までとなる。次に教育、保育方針だが、これは、現在の市立幼稚園で実施している幼児教育の方針を引き続き取り組んでいく。また、認定こども園に移行するに伴い、特色として二つの項目を掲げている。一つ目は、現在の市立幼稚園でも取り組んでいることであるが、地域行事や、地域住民と交流するなど、地域に根差した学びの活動を実施することである。二つ目は、認定こども園となり、就労している保護者の利用も増加するので、子育て支援の充実、そして、保護者の子育てを支援する姿勢を特色としていく。もちろん、これらの前提として、大阪市教育振興基本計画に基づき、幼小連携など切れ目のない連続した教育に取り組むとともに、幼稚園教育要領に加えて、幼保連携型認定こども園教育保育要領も踏まえて、知、徳、体を総体的にバランスよく教育課程に取り組んでいく。次に1園当たりの定員について、3歳児40人、4歳児60人、5歳児60人、合計160人で運営していく。これは、市立幼稚園52園の中で最も多い定員となる。各年齢2クラス、合計6クラスで運営する。1号定員と2号定員の内訳は記載のとおりであるが、保育の必要性が認定された2号定員は、現在、国で検討されている次元の異なる少子化対策において、4、5歳児の職員配置を25対1に改善する案が示されていることを踏まえて設定している。1日の生活の流れとしては、9時から14時半までは1号認定の子どもと2号認定の子どもが同じクラスで一緒に遊びを通した教育を行う。その後、1号認定の子どもは降園となり、その一部の子どもは預かり保育を利用するが、2号認定の子どもは、引き続き、おやつをとりながら、17時まで教育保育の活動が続く。また、土曜は、

クラス設定活動がないので、2号認定の子どもだけの教育保育活動となる。長期休暇期間は、1号認定の子どもは預かり保育を利用し、2号認定の子どもは教育保育時間となるが、実際に、それぞれの子どもたちが園生活をどのように行うかについて、引き続き、今後、8月までに、具体的な検討を進めていく。このように、認定こども園を運営するために必要となる職員体制について説明する。まず、教育保育を担当する職員が、シフト勤務となるので、教育保育を提供する日中、担任が不在となることのないよう、複数体制により、各学級を運営することを予定している。そのため、担当職員12名の配置が必要となる。現在の市立幼稚園では、各クラス1名の担当教員の配置であり、3クラス運営の場合は、園長を含めて7名の職員配置となっていることを考えると、認定こども園化により、かなり多くの職員を配置することになる。一方で、早朝、夕方や土曜勤務をシフトで対応するため、これまで市立幼稚園で勤務していた職員については、働き方が変更になる部分もあり、今後、実際の職員の配置に向けて、さらに検討を進めていくことになる。また、教育保育を一体にするために、原則、市立幼稚園と公立保育所の中で、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有者を配置する予定としている。これにより、市立幼稚園での幼児教育の経験と、公立保育所での保育経験を生かした認定こども園として運営することができると考えている。本日の教育委員会会議終了後、明日のホームページで、認定こども園移行予定の2園を公表していきたいと考えている。今後、さらに、詳細な教育保育内容、行事などを検討するとともに、エアコンと給食設備等の施設改修工事を進め、8月には、認定こども園の概要をホームページで周知するとともに、入園希望者向け説明会を実施する予定である。10月には、1号認定の子どもは、これまでどおり幼稚園で、2号認定の子どもは、区役所で園児募集を行っていく。この間の認定こども園化に関する現在の検討状況は以上である。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 待機児童の解消や質の高い教育保育連携をすることが期待できるのかなど思っております。職員の勤務体制にも書いているのですけれども、結構勤務体制が大きく変

わってくると思っております。保育士の資格と幼稚園の教諭の資格、両方、保有しておかなければいけないということですが、今は、幼稚園の資格だけでいいと思うのですけれど、両方お持ちの方は、今どれくらいの割合なのでしょうか。

【中林こども青少年局幼保施策部長】 昨年度の調査状況でいきますと、164人中104人ほど併有している方が市立幼稚園におられまして、保育所のほうは、これから調査する状況でございます。

【巽委員】 全員ではないけれど、結構多くの方が持っておられるのですね。

【中林こども青少年局幼保施策部長】 特に若い世代の方々は、両方の免許を取られている方が多くございますので、その方々のご希望も共有しながら進めてまいりたいと考えております。

【巽委員】 認定こども園に、今は2園でしたね。今後そこからもう少し増やしていくとなれば、例えば、幼稚園教諭の資格しか持っていない方というのは、どういうところに配属されるのかという不安もあったり、所属しながら保育士の資格もとりたいという先生ももしかしたら出てくるのかなと思います。その間、やはり、在籍しながら、所属しながら、通信とかでとるのは、結構大変かなと思います。その辺りの支援であったり、時間もどうしようかなと思うのですけれども、どのようにお考えですか。

【中林こども青少年局幼保施策部長】 貴重なご意見ありがとうございます。今、52園の幼稚園がございます。そのうちの2園をレールに乗せるということが、まず先と思っておりまして、待機児童が24区全体にあるかといいますと、そこまではございません。かなり地域に隔たりもございますので、あと残りの50園が幼稚園として存続することも考えられますが、この2園がうまくいき、それを少し拡張していくのかどうか、また児童の増減でありますとか、出生数の状況でありますとか、この辺りを注視して進めてまいりたいと考えておりますので、本当に、そういうご希望につきましては、その状況を注視する中で、ご意見を賜ってまいりたいと思ってございます。

【大竹委員】 重箱の隅をつつくような話で恐縮なのですけれども、モデル実施という

意味は、どういう意味ですか。

【中林こども青少年局幼保施策部長】 方針としまして、認定こども園化で突き進むというようなところまではいっておりませんので、特にこの福島区なり、中央区の待機児童の3歳児の問題がございますので、まず、大阪市立での認定こども園というのが、どういった教育要領でやっていくのかといったところも検討しながら進めてまいりたいということで、モデル的に、まずは2園で承知いただきたいと考えてございます。

【大竹委員】 そもそも、モデルとしてやった結果、あとをどういうふうに広げていくのか、広げないのかというのは、その後決めるということなのですか。

【中林こども青少年局幼保施策部長】 そうですね、はい。

【大竹委員】 では、第1弾として、この2区を選んだのがモデル的ですと、こういう理解でしょうか。

【高野幼稚園運営企画担当課長】 そうですね、はい。

【森末委員】 2号認定の方は、保護者にすると、ニーズが実は高いのではないかなど推測します。保育所でもある程度教育はするのでしょうかけれど、実際は、教育機関ではなくて、子どもさんを保育するという機関ですから、保育所になると教育ができないというデメリットもあるといえばあると言われてきています。そういう意味では、こういう認定こども園で両方できるとなると、実は、ニーズが高いのではないかなど、私は、個人的には、そう推測します。これから、女性ももっと働く機会が増えてくるという話になってきますから、そうすると、保育所に預けたい、でも、保育所よりは、認定こども園で教育を受けるほうがいいのではないかというのが、あるような気がします。そうすると、今、幼稚園としてあるものについて、この2園で成功すると、私としては、より一層、認定こども園化したほうがいいのではないかとは思っているのですが、そこには、役所の縦割りがあるということとか、いろいろと難しい問題はあるかもしれません、大阪市としては、この2園で、問題点、例えば、1号の子どもさんと2号の子どもさんがしつくりいくのかとか、いろいろあるかもしれませんけれど、それを見ていただいて、しかも、先ほどの話でしたら、164人中104人は併

有の免許をとっているということですから、かなり進められるのではないかと思うのです。そうすると、今まで、幼稚園単独で市立として、本当に持つておく必要があるのかという議論が実はあったと思うので、こういう方針で進めていけたらなと思って、注視しています。よろしくお願ひします。

【中林こども青少年局幼保施策部長】 ありがとうございます。

【多田教育長】 この案件につきまして、昨年の秋以降、ご報告もさせていただいて、何より運営形態の変更を伴うというものではなく、子どもの減っている地区についてはそういうことを考えるのではないということと、目の前にあるニーズにはしっかりと対応していかなくてはいけないということもございますので、特に、この福島区ですとか、やはり子どもが非常に増えているような地域について、市立のまま認定こども園化を図って、幼稚園教育のこれまでの実績も生かしながらの形での形態であったらと思っております。モデル実施を経て、その間、いろいろな状況につきましては、また共有する場も設けさせていただきたいと思っております。

【大竹委員】 去年の11月の話の中で、大阪市立幼稚園の運営について、民間移行をするという方向性が大前提としてあって、それは変えないというような話があったと思っていたのですけれども、民間移行の話と今回の認定こども園化、付加価値をつけることを決めたという話とどういうふうにリンクするのですか。少子化になっていったときに、基本的には、民間に移管を進めるという方針がまだ生きているとすると、本当にそれでいいのかどうかという議論があると思います。子どもの数が少なくなって、現実的に今回大阪市立の幼稚園を認定こども園化することと、民間に移行するということを方針としてまだ踏襲することの検討というのは、どういうふうに進めていくと考えておられますか。

【中林こども青少年局幼保施策部長】 大阪市の市政改革プランの中で、民営化という言葉が入っております。その民営化の中には、統廃合や廃止も含めた整理というような観点で掲げられているものもございますので、その考え方の中で、今回市立幼稚園の中でも1園廃園を予定しているところがあるのですけれども、どうしても児童が減ってしまって集団の

教育といったところで課題が出てくる地域については、園につきましては、廃園といったところも考えていかないといけないです。その部分で、全てを民営化するのではなく、こういった形で認定こども園として、必要なところは残していくというようなところも、局のほうでは考えておりますので、市政改革プランが変わるといったことではないのですけれども、市立幼稚園に関しましては、状況を見据えながら進めてまいるというふうに考えてございます。

【大竹委員】 平成24年か25年ぐらいに、つくられた基本方針なので、民間への移行を進めるというような、現実的にいろいろ整理統合するというのはいいと思うのですけれども、その方針を、矛盾しないようにするというよりも、もうそういった民間の移行という方針は削って、今の実情に応じて、統廃合あるいはこういった認定こども園化を進めるとか変えたらどうかと思います。この案件については、特に異議はないのですけれども、ぜひまた機会をみて、基本方針の検討をしていただきたいと思います。

【中林こども青少年局幼保施策部長】 ありがとうございます。

【森末委員】 私もその観点で、実は質問したいです。幼稚園としてのニーズは公立で持っておく必要はないでしょうということですけれど、そういう話が一方であったのでしょうか、しかし、保育所ニーズが非常に高まっているのは間違いないですから、そういう意味では、こういう認定こども園にして、市立でもっとやっていってほしいという、そういう声もあるのではないかということ、さらに期待しているということがあります。ただ、問題は、やはり、先生や職員の方も働き方の問題で、付加的な時間とか業務とかがあるので、それが今回のモデル実施で見ていただきて、無理のない範囲なのか、もっと人を増やさないといけないのかというのは考えていただきたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第13号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、被処分者が、教育委員会事務局に対し覚醒剤の所持及び使用を認めている中で、教育委員会会議における懲戒処分の決定を待つと、教育行政への市民の不信が高まると考えられるとともに、令和5年度当初の人員配置にも影響を及ぼすことから、本市教育委員会教育長専決規則第2条第1項における緊急の必要があるときに該当するものとして、教育長の専決により懲戒処分を行ったものである。被処分者は、市立小学校の主務教諭であり、処分内容は懲戒処分として免職するものである。処分年月日は、令和5年3月30日である。事実の概要であるが、当該教諭は、令和5年3月3日、覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕され、事情聴取等において、覚醒剤の使用及び所持にかかる事実を認めたというものである。当該教諭は、警察へ、部屋に盗聴器が仕掛けられている旨を110番通報し、駆けつけた大阪府鶴見警察署の警察官が、任意同行の上、尿検査をした結果、覚醒剤の成分が検出されたため、覚醒剤取締法違反で緊急逮捕された。当該教諭は反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第8号「令和6年度校長公募について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和6年度の校長公募について、選考方法の一部を変更したいと考えている。そのために、事前に協議題として意見を求めるものである。変更案であるが、本市教職員を対象とした応募資格Bの面接時間を現行の10分から15分に変更することにより、面接内容をより充実させたいと考えている。次に、受験申込書の様式変更については、これまでの経験におけるマネジメント能力をより把握する観点から、これまでの職務経験においてマネジメント能力を發揮した実例や組織として実践した業績の成果を記載する欄を新設したいと考えている。これまででは、志望理由及び自己PR、これまでの職務遂行で取り組んだ改革等の実績とし、一つの項目としていた内容を、志望理由及び自己PRを記載するページと、これまでの職務経験

においてマネジメント能力を発揮した実例や組織として実践した業績の成果を記載するページに分けています。今回の募集予定人数については、60人程度と考えています。その他の応募資格や選考方法は、例年どおりとしている。本日のご協議を踏まえ、改めて来月の教育委員会会議で、議案として審議をする予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 受験申込書での書き方について、マネジメント能力を発揮した実例や、組織として実践した業績の成果と書いてありますけれど、これも別欄でいいと思います。どちらかでいいというよりも、職務経験に応じてマネジメント力を発揮して取り組みましたというのと、組織の中で実践した成果というのを両方でもいいかなと。

【上原教務部長】 ありがとうございます。そちらの方向で、一度させていただきます。

議案第43号「職員の人事について」及び議案第44号「職員の人事について」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、議案第43号について、茨田小学校教頭の後任人事について、検討を進めた結果、生魂小学校の主務教諭である新北史人を、昇任により充てたいと考える。

次に、議案第44号について、矢田北小学校教頭の後任人事について、検討を進めた結果、新北島小学校の主務教諭である高野久歳を、昇任により充てたいと考える。いずれも4月27日付で、人事異動を発令したく存じる。

質疑の概要は次のとおりである。

【巽委員】 新年度になって、子どもたちが学校から何々相談窓口であったりとか、そういう場合はどこに相談するようにという案内のチラシとかをたくさんいただいているのですけれども、教職員の方も、やはり同じ人間で、ストレスを抱える職場だと思いますが、

そういう心の悩みであったりとか、相談できる窓口であったりとか、そういういたところはあるのですか。

【上原教務部長】 私どものほうで、セクシャルハラスメントですとか、パワーハラスマントですとか、そういういたことに対する相談窓口を委託先で設けておりまして、年度当初に、各学校園に窓口をお知らせする通知文を出して、周知するということをしております。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

（5）多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
